

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日起算は、
その翌日

目次

◇告示等 農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積

告示

鳥取県告示第二百六十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積及び同法第六条第一項第二号の小作地の面積を次のとおり定め、昭和四十五年十二月鳥取県告示第八百五十八号（農地法第三条第二項第五号の規定による農地又は採草放牧地の面積等について）は、廃止する。

昭和五十一年四月八日

鳥取県知事 平林鴻三

郡市名	区	域	農地法第三条第二項第五号の農地及び採草放牧地の面積	農地法第六条第二項第三号第一項第二号の小作地の面積
湖山町、秋里、江津、安長、徳吉、南限、晚稻、雲山、新、大村、桜谷、正蓮寺、東今在家、下段、大塚、野坂、宮谷、島、大柄、里仁、岩吉、足立、布勢、桂見、高住、良田、三山口、東大路、中大路、久末、古郡家、美和、越路、杉崎、津ノ井、生山、桂木、船木、広岡、海藏寺、紙子谷、香取、弥宜谷及び商栄町			○・五	ヘクタール
八坂、橋本、国安、藏田、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見、赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味野、河内、模原、松上、細見、尾崎、上原、上段、野寺、服部、菖蒲、徳尾、高路、有富、中村、篠坂、西今在家、北村及び本高			○・九	ヘクタール
白兔、小沢見、内海中、御熊、三津、妙徳寺、双六原、矢幡、洞谷、瀬田藏、長柄、松原、福井、金沢、大畑、塩見、辛川、高殿、六反田及び伏野	○・四	○・五	○・五	ヘクタール
	○・八	○・七	○・八	ヘクタール

米子市	吉岡、熊党、浦津、蚊屋、今在家、二本木、福市、諏訪、八幡、別所、大袋、上安曇、下安曇、青木、榎原、兼久、新山、古市、吉谷、橋本、奈喜良、石井、奥谷、日原、宗像、一部、上新印、赤井手、古豊千、高島、東八幡、水浜及び美吉、尾高、国安、泉、下郷、日下、福万、万州府、河岡、大崎及び葭津、皆生、上福原、中島、車尾、觀音寺、米原、東福原、西福原、兩三柳、河崎、旗ヶ崎、上後藤、安倍、夜見町及び彦名町並びに米子市の区域のうち、昭和二十八年十月一日町村合併前の区域(各町ごと)	富安	田島、西品治及び吉岡温泉町	古海	三丁目、田園町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、松並町一丁目、二丁目及び三丁目、小西谷、岩倉、卯垣、滝山、百合、数津、叶、宮長、的場、大覺寺、吉成、古市並びに賀露町並びに鳥取市の区域のうち昭和二十八年七月一日町村合併前の区域(各町ごと)
○・四	○・五	○・二	○・三	○・四	○・七
○・七	○・七	○・九	○・八	○・七	○・七

倉吉市	小田、下古川、古川沢、新田、井手畠、中江、大塚、穴窪、小鴨、中河原、北野、生田、丸山町、岡田、福守町、菅原、岩倉、大宮、東鴨、下大江、富海及び西倉吉町	若、福積及び岡	下米積、上米積、下福田、上福田、服部、今在家、桜、河来見、上天立、大立、立見、椋波、盤谷	横田、黒見、福光、国分寺、国府、大谷、不入、岡、和田、秋暑、耳、鴨河内、広瀬、福山、石塚、沢谷、伴谷、寺谷、上神、北面、穴沢、尾原、谷、鉢、別所、杉野、津原、中野、大河内、森及び長谷	富益町及び和田町
住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮平町並びに昭和町	大原、栗尾、上余戸、下余戸、八屋、伊木及び山根	上井、海田、福庭、清谷、田谷、米田町、歟経寺町、巖城、下田中、上井町一丁目及び二丁目、大平町並びに昭和町	○・五	○・五	○・二
○・七	○・四	○・四	○・五	○・八	○・九

岩美郡	境港市	川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、二丁目及び三 丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、 大正町二丁目、新町二丁目、二丁目及び三丁目、 福吉町、福吉町二丁目、魚町、東仲町、西仲町、 西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越 殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目及び二丁目、旭田町、 余戸谷町、河原町、八幡町並びに金森町	○・二
邑、延興寺、池谷、黒谷、荒金、院内、長郷、	渡町、森岡町、高松町、竹内町、福定町、中野町、 佐斐神町、小篠津町及び新屋町	○・三	○・二
原、真名、岩井、宇治、唐川、大坂、小田、外、 鳥越、洗井、銀山、蒲生、馬場、相山、白地、長	外江町、岬町、花町、入船町、東雲町、東本町、 朝日町、相生町、中町、末広町、本町、日ノ出町、 栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正 町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町及び上道町	○・二	○・二
○・五	○・五	○・九	○・九

八頭郡	岩美町大字田河内、陸上、大羽尾及び小羽尾	高住及び岩常
	岩美町大字相谷、牧谷、浦富、大谷及び岩本	福部村全域
	岩美町大字麻生	
	郡家町大字井古、稻荷、下坂、奥谷、宮谷、郡家、 堀越、福本、門尾、下門尾、延明寺、大坪、上 峰寺、下峰寺、山上、山田、花原及び山路	
	船岡町大字下濃、船岡、坂田及び破岩	
	河原町大字山手、郷原、三谷、今在家、徳吉、片 山、高福及び金口	
	郡家町大字池田、土師百井、石田百井、万代寺、 久能寺、西御門、殿、大門、市谷、花、覚王寺、 篠波、上津黒、下津黒、別府、麻生、落岩、明 辺、姫路、福地、山志谷及び野町	
	船岡町大字大江、下野、橋本、塩上、水口、殿、 上野、福井、郡家、見櫻中、見櫻、西谷及び志 子部	
○・五	○・五	○・九
		○・七
		○・八
		○・九

内、湯谷、小畠、弓河内、北村、八日市、和奈 見、水根、山上及び小倉	八東町(才代及び南を除く。)全城
若桜町大字眷米、茗荷谷、瀬見、湯原、長砂、不 香田、糸臼見、根安、岸野、大炊、浅井、屋堂 羅、諸鹿、来見野、赤松、三倉及び若桜	用瀬町大字金屋、樟原、川中、宮原、安藏、屋住、 江波、用瀬、家奥、鷺狩、赤波及び美成
郡家町大字曳田、佐貫及び中井	郡家町大字市場及び米岡
八東町大字南	河原町大字曳田、佐貫及び中井
若桜町大字高野	智頭町大字大屋、早瀬、野原、真鹿野、奥木、大 背、東宇塚、西宇塚、河津原、岩神、坂原、中 田、惣地、新見、口波多、波多、口宇波、宇波、 篠坂、毛谷、大内、郷原、西野、大呂、芦津、 八河谷、三田、山根、穗見、木原、埴師、横田、 三吉、慶所、市瀬及び南方
佐治村全域	○・三
船岡町大字隼福	○・四
若桜町大字落折、小舟、大野、中原、岩屋堂、吉 川及び須澄	○・五
智頭町大字尾見、西谷、中原、福原及び駒帰	○・六

○・八

氣高郡	氣高町大字上光、下光元、常松、富吉及び奥沢見 鹿野町大字蔵内、大坪、奥崎、養郷及び善田 青谷町大字桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷及び 八葉寺	氣高町大字宝木	氣高町大字八束水、下原、八幡、勝見及び浜村 青谷町大字小畠、河原、山根及び早牛 青谷町大字青谷、長和瀬及び井手	氣高町大字江北及び国坊
○・一	○・二	○・三	○・四	○・五
○・七	○・八	○・九	○・十	○・十一

西伯郡

大榮町大字西高尾、東高尾、岩坪、上種、下種、西穂波、島、穂波、原、瀬戸、東園、西園及び六尾	○・五
東伯町大字野井倉、中津原、三本杉、別宮、古長、矢下、宮場、八反田、法万、杉地、光好、法藤、金、杉下、下大江、美好及び三保	○・五
赤崎町大字笠津、八幡、梅田、湯坊、光及び尾張	○・九
関金町大字泰久寺、松河原、大鳥居、安歩、野添、小泉、米富、福原、明高、堀及び今西	○・五
東伯町大字逢束、浦安、上伊勢、中尾、根下、金屋、田越、保、徳万、丸尾、笠見及び八橋	○・八
赤崎町大字竹内、宮木、高岡、大父及び山川	○・七
羽合町大字長瀬、久留、田後、水下、上浅津、下浅津、南谷及び光吉	○・五
東郷町(田畠及び久見を除く。) 全域	○・五
三朝町大字中津、神倉、東小鹿、西小鹿、高橋、西尾、吉田、俵原、三徳、坂本、片柴、余戸、鉛山、柿谷、福吉、笏賀、小河内、福田、下谷、吉尾、鎌田、森、本泉、今泉、湯谷、牧、赤松、大柿、恩地、助谷、久原、曹源寺、木地山、加谷、穴鴨、大谷、下畠、福山、福本、上西谷、下西谷及び旧代	○・五
関金町大字山口、郡家及び関金宿	○・九

北条町大字土下、米里、島北尾、田井、弓原、下坂	○・四
東伯町大字野田、福永、大杉、山田、公文及び倉	○・四
赤崎町大字勝田、西宮、太一塙、佐崎及び中村	○・四
大榮町大字龜谷	○・九
赤崎町大字下伊勢	○・九
羽合町大字宇野	○・四
東郷町大字田畠及び久見	○・四
泊村全域	○・四
羽合町大字砂原、三朝、山田、横手及び大瀬	○・四
赤崎町大字赤崎、松谷、別所及び出上	○・三
羽合町大字橋津、上橋津及び赤池	○・二
西伯町大字境、福成、阿賀及び清水川	○・二
会見町大字金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、荻名、諸木及び朝金	○・三
岸本町大字小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷	○・七
日吉津村全域	○・九
流江町大字佐陀、小波、中間、平岡、福頬、西尾原、中西尾、富繁、稻吉、高井谷、福岡、本宮、	○・五

西伯郡		西伯町大字能竹、下中谷、上中谷及び大木屋 岸本町大字丸山、小林、大原、須村、真野、番原、 福岡、久吉、口別所及び清原 中山町大字所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、 国信、福尾、上野及び末長		西伯町大字北方、猪小路、原、西、絹屋、倭、与 一谷、鍋倉、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、 鴨部、落合、福頼、掛相、六馬、佐良、中、八 金及び東上		西伯町大字天万、三崎、寺内及び田住 岸本町大字上絹見、立岩、吉定、岸本、押口、吉 良及び遠藤		西伯町大字羽田井、東積、八重、樋口、石井垣、 退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、 下市、杉河原及び豊成		中山町大字稻光、妻木、富岡、長田、安原、保田、 上方、平田、平、坊嶺、宮内、佐摩、今在家、 豊房、鍛戸及び赤松	
○・四		○・五		○・五		○・八					
○・八		○・七		○・八							
日野郡		日南町大字阿毘縁、下阿毘縁、花口、神戸上、上 石見、下石見及び三吉 大河原		日南町大字小江尾、久連、佐川、柿原、吉原及び 谷及び貝田		日南町大字福岡、畠池、福居、焼杉、船越、福島、 福吉、二部、柄原、大滝、大坂、富江、福兼、添 溝口町大字河上、宮内、矢戸、丸山、霞、生山、 多里、湯河、萩原、上萩山及び新屋 日野町(根雨、下榎及び黒坂を除く。) 全域		○・五		○・二	
○・五		○・五		○・五		○・九		○・三			
○・七		○・八		○・九		○・七		○・八			

原、莊父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、 金屋谷及び岩立	江府町大字江尾	溝口町大字三部	日野町大字下榎	日野町大字根雨
○・二	○・三	○・四	○・七	○・八